

.....
2020年4月24日現在、
発表されているCOVID-19に
関連する情報をまとめました。
.....

今や世界中に蔓延するCOVID-19の影響により、タイ政府は断続的に対策を決定し特例措置を発表しています。弊社ではそのような情報に基づくニュースレターの配信を都度行っておりますが、この度、2020年4月24日現在までに発表されている、タイにおけるCOVID-19に関連する情報をまとめました。

なお、COVID-19に関連する対策は断続的に発表されており、情報が変動しますので、引き続き弊社からのニュースレターに注視してください。

1. 個人所得税・イミグレーション
2. 一般税務
3. 関税および物品税
4. 決算手続き関連
5. 労働関連

1. 個人所得税・イミグレーション

特例措置

関連	状況	特例
個人所得税		
申告納税期限の延長 Phor.Ngor.Dor.90(一般) Phor.Ngor.Dor.91(給与所得のみ)	原則、3月31日までに申告	確定申告の申告期限が3月31日(オンライン4月8日)から8月31日へ延長
首相事務所、事務次官事務所に対する寄付金の費用控除	「閣議決定」 右記の特例は通常の立法過程を経て法律化される。	2020年3月5日から2021年3月5日までの間に、新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大防止を支援する目的で、首相事務所や事務次官事務所に対して、電子的方法で行う寄付金(以下、「電子寄付金」という)について費用控除が認められる。 電子寄付金は現金で行われる。当該寄付金とその他のチャリティーのための寄付金および公共利益、県立病院、教育機関に対する寄付金を合算した金額は、収入(手当)やその他控除の控除後の課税所得の10%を超えてはいけない。
健康保険料の所得控除		所得控除が認められる健康保険料の上限が15,000バーツから25,000バーツへ引き上げられる。但し、生命保険加入者については健康保険と生命保険の保険料の所得控除の上限は合計で100,000バーツである。
個人所得税免除となる所得		- COVID-19 感染症患者の治療、管理、予防、診断、健康観察に携わる医療従事者および公衆衛生スタッフが受け取る報酬 - COVID-19 の感染拡大を受け、保険省により任命されたNGO(非政府組織)職員や民間人および公務員に支払われる特別報酬
イミグレーション		
入国制限措置	外国人のタイ国への入国制限措置	空路によるタイ国の入国禁止措置は4月30日まで延長されている。 外国人のタイ国への入国は労働許可証を有する者、Smart Visa保有者、外交使節団とされている。 また、渡航者には以下の事項が求められる。 搭乗手続き前: - 72時間以内に発行されたCOVID-19の感染リスクがないことを示す健康証明書 - 新型コロナウイルスを含む疾病治療費の付保が10万USD以上の旅行保険への加入 タイ入国: - 保健省疾病管理官に質問書T8Form(または"AOT Airport of Thailand"アプリケーション)と上記書類の提示 - 渡航者は隔離、検疫、観察下、または伝染病の予防と管理のためのその他の措置の対象となる。 最新情報は以下でご確認ください。 タイ民間航空局(CAAT) https://www.caat.or.th/en/archives/category/news-events-en
ビザ、労働許可証関連	90日レポートの期限延長	90日レポートは7月31日まで免除され、ツーリストビザやアライバルビザも7月31日まで自動更新される。ただし、Non-B visaは原則自動更新の対象ではない。また、One stop Servicesでの労働許可証やビザの延長のために予約

		を行う場合にはタイ入国後 14 日経過していることが求められる。
--	--	----------------------------------

よくある質問

関連	質問内容（想定される状況）	回答
個人所得税	タイ出向者が日本へ一時帰国し、日本からタイの業務を行っている。	タイ会社に限定して業務を行う日本人従業員の給与(各種手当、福利厚生等を含む)はタイ源泉所得と見做され、タイの個人所得税の課税対象となる。
個人所得税	本来はバンコクオフィス勤務だが、Covid-19 感染拡大を受け一時的にアユタヤの工場で業務を行うことになった。そのため、会社がアユタヤ工場の近くにホテルを契約し居住している。	Covid-19 感染拡大下で業務を継続させる等の会社都合により、一時的に通常の勤務地とは異なる関連会社勤務とされた全従業員に提供される住居の費用は従業員の個人所得税の課税所得には含まれないと考えられる。
イミグレーション	本来はバンコクオフィス勤務だが、Covid-19 感染拡大を受け一時的にアユタヤの工場で業務を行うことになった	労働許可証の記載とは異なる臨時の勤務先が同じ行政地区内ではない場合、本来の勤務会社の登記書(Company Affidavit)に関連会社として記載されているかを確認し、記載がない場合には、一時的な異動を命じる辞令を発行し従業員はそれを所持することが望まれる。

2.一般税務

特例措置

関連	状況	特例
申告納税期限の延長	各種申告書の提出及び納付期日延長	
各種申告書	当初期限	延长期限
法人所得税	確定申告、決算期末後150日以内 半期申告、半期末後60日以内	2020年3月31日に公布された財務省通達第2号では、法人税申告提出期限および納税期限に関しても延長が認められる。移転価格開示フォーム提出期限も同様に延長が認められる。
確定申告書 Por Ngor Dor 50,(非上場企業) Por Ngor Dor 55(財団・協会等)	画面およびオンラインによる申告納税期限 2020年4月から2020年8月の間(ただし、以下を除く) オンラインによる申告納税期限 2020年8月24日から8月31日の間	2020年8月31日 2020年9月8日
半期申告書 Por Ngor Dor 51	画面およびオンラインによる申告納税期限 2020年4月から2020年9月の間(ただし、以下を除く) オンラインによる申告納税期限 2020年9月23日から9月30日の間	2020年9月30日 2020年10月8日
移転価格開示フォーム	申告納税期限 2020年4月から2020年8月の間	2020年8月31日
源泉徴収税、 付加価値税、 特定事業税 及び印紙税	<u>源泉徴収税</u> -支払月の翌月7日まで(オンラインの場合は、翌月15日まで) <u>付加価値税</u> -Por Por 30(毎月のVAT申告) : 翌月15日まで(オンラインの場合は、翌月23日まで) -Por Por 36(リバースチャージVAT) : 支払月の翌月7日まで(オンラインの場合は、翌月15日まで) <u>特定事業税</u> -翌月15日まで(オンラインの場合は、翌月23日まで) <u>印紙税</u> -課税文書の締結から15日以内	2020年4月6日に発表された財務省省令No.35/2563及び2020年4月3日に財務省より発表された通達第2号において、源泉徴収税、付加価値税、特定事業税及び印紙税の税務申告および支払い期限の延長を、政府の命令により事業所閉鎖を余儀なくされた事業者だけではなく、一般事業者も対象。
源泉徴収税 Por Ngor Dor 1, Por Ngor Dor 2, Por Ngor Dor 3, Por Ngor Dor 53, Por Ngor Dor 54	-2020年3月にかかる申告納税期限は2020年4月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月15日 -2020年4月にかかる申告納税期間は2020年5月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月15日	2020年5月15日
付加価値税 (VAT) Por Por 30(毎月のVAT申告)	-2020年3月にかかる申告納税期限は2020年4月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月23日 -2020年4月の申告納税期限は2020年5月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月23日	2020年5月23日

Por Por 36(リバースチャージVAT)	-2020年3月の申告納税期限は2020年4月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月15日 -2020年4月の申告納税は2020年5月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月15日	2020年5月15日
特定事業税(SBT) (注1) Por Thor 40	-2020年3月の申告納税期限は2020年4月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月23日 -2020年4月の申告納税期限は2020年5月15日、オンラインによる申告納税の場合は	2020年5月23日
印紙税(注2) Oor Sor 4, Oor Sor 4 Kor, Oor Sor 4 Khor	-2020年4月1日から2020年5月15日の支払期限	2020年5月15日
法人税	「閣議決定」 右記の特例は通常の立法過程を経て法律化される。	
支払利息に対する150%費用控除		ソフトローンプロジェクトに参加し、実際の状況に基づいて1つの会計記録および財務諸表を作成している中小企業は、2020年4月1日から2020年12月31日の期間に発生する支払利息に対して、150%の費用控除を適用できる。中小企業とは、2019年9月30日以前に終了した会計年度における12ヶ月全体の収益が5億バーツ以下で、従業員数が200名以下の企業を指す。
賃金の300%費用控除		中小企業について、2020年4月から2020年7月の間に社会保障法における社会保険に加入する従業員(以下「被保険従業員」という)のうち、月収が15,000バーツ以下の被保険従業員に支払われる賃金に対して300%の費用控除を認める。ただし、本恩典を受けるには、中小企業は、2019年12月31日時点の給与支払名簿上の被保険従業員と同人数の被保険従業員を、上記期間中、維持しなければならない。中小企業の定義は上述と同様。
首相事務所、事務次官事務所に対する寄付金の費用控除		2020年3月5日から2021年3月5日までの間に、新型コロナウィルス(COVID-19)の拡大防止を支援する目的で、首相事務所や事務次官事務所に対して、電子的方法で行う寄付金(以下、「電子寄付金」という)について費用控除が認められる。 電子寄付金は現金または資産によって行われる。当該寄付金とその他のチャリティーのための寄付金および公共利益、県立病院、教育機関に対する寄付金を合算した金額は、純利益の2%を超えてはいけない。なお、VAT登録事業者は、資産を電子的手段によって寄付をした場合でも、付加価値税(VAT)が免除される。
金融機関以外の債権者に対する債務再編の支援		金融機関以外の債権者(クレジットカード事業、個人ローン事業、ナノファイナンス事業、ピコファイナンス事業、ハイヤーパーチェス事業およびリース事業を営む事業者ならびに金融機関と債務再編を行う事業者)による債務再編を支援するため、2020年1月1日から2021年12月31日までの間、以下の措置が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権者による債務免除に伴い生じる債務者の所得に対する個人所得税および法人税が免除される。 ・ 債権者および債務者に対し、債務再編による契約証書の履行を含む、サービスの提供、商品の売却および資産の移転により生じる収益についての個人所得税、法人税、付加価値税、特定事業税および印紙税が免除される。

		<ul style="list-style-type: none"> 債務者に対し、担保として抵当権を設定した不動産を債権者以外の者に譲渡した場合に発生する収益は、不動産の譲渡に伴う契約証書の履行を含み、個人所得税、法人所得税、特定事業税及び印紙税が免除される。この場合、債務者は受領した収益を、債務の残高および債務契約に基づく債務の金額を超えない範囲内で債権者への返済に充てなければならない。 税務上の貸倒損失処理の手続きが緩和され、通常の条件に従う必要がなくなる。 <p>前述の債務再編に関して、不動産およびコンドミニアムの譲渡ならびに抵当権登録にかかる登録手数料が0.01%に引き下げられる。これは、規定が正式に官報に掲載された日より2021年12月31日まで有効。</p>
BOI 法人税免除行使申請期限の延長	原則、期末日より120日以内	2020年3月25日、タイ国投資委員会は、投資奨励法第31条に基づく法人税免除行使申請期限を2020年7月31日まで、または、法人税申告書提供出期限の30日以上前まで、延長することを認めた通達No.Por3/2563を発表した。
付加価値税	「閣議決定」 右記の特例は通常の立法過程を経て法律化される。	国内事業者に対する付加価値税(VAT)還付手続きの迅速化 優良輸出業者に対する付加価値税(VAT)の還付手続きが迅速化される。還付は毎月のVAT申告(P.P.30)がインターネットを通じて行われる場合は15日以内に、地方歳入局へ申請を行う場合は45日以内に行われる。
源泉税	下記の源泉税対象の課税所得に対して、通常、3%の源泉税率が適用される。	2020年3月30日に発表された源泉徴収税率の引き下げに関する財務省令第361号(詳細はTax insight No. 12/2020を参照)に続き、歳入局規則 Taw Paw. 324/2563が発表され、2020年4月1日より施行されている本省令の詳細が規定された。 本規則では、2020年4月1日から2020年9月30日までに企業により支払われた所得で、1.5%の源泉徴収税率が適用される場合の課税所得およびその所得受領者の性質について規定している。なお、2020年10月1日から2021年12月31までの課税所得の支払いにかかる源泉税率は2%に軽減されるが、2%の税率は電子源泉徴収税システムを通じて、源泉徴収税の支払いがされた場合にのみ適用される。
源泉税対象の課税所得		所得受領者
歳入法典第40条(2)に基づく所得 (請負やサービス提供による収入)		タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く)
歳入法典第40条(3)に基づく営業権、著作権その他の権利からの所得		タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く)
歳入法典第40条(6)に基づく、法律、医学、工学、建築、会計、美術等の自由専門業による所得		- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - タイ国に居住する個人
歳入法典第40条(7)および(8)に基づく、請負業務からの所得		- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - 外国の法律の下で設立された法人でタイ国で恒久的支店を有し事業活動をしている場合 - 個人
歳入法典第40条(8)に基づく役務の提供による所得の内、俳優への報酬、広告料、損害保険料、輸送費を除くもの		- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - 個人
販売促進を目的とした賞金、割引き、その他の特典		- タイ国で事業活動を営む企業(財団および協会を除く) - 個人

注1) 商業的方法や収益稼得目的で売却された不動産で、登記時に特定事業税が支払われたものを除く。

注2) 印紙税 - 現金支払いのもの

3.関税および物品税

特例措置

関連	状況	特例
関税	運用開始	<p>関税局の事後監査部(PCAB : Post-Clearance Audit Bureau)宛に書面による申請書や関連書類の提出ができない</p> <p>SPPP 申請書および SPPP 申請書の関連書類を電子データで送付可能。</p> <p>ただし、該当書類を電子データで送付することを希望する旨を明記した電子署名入りの依頼状を送付し、承認を得る必要がある。また、依頼状の中に COVID-19 による状況が正常に戻った後に依頼状の原本を提出することを確約する必要がある。</p> <p>(SPPP は 2020 年 4 月 30 日まで申請を受け付けており、現時点で延長は公表されていない)</p>
通関手続き	FTA (自由貿易協定)の特恵税率の適用に際し、原産地証明書の原本が入手できない	<p>2020 年 9 月 30 日まで、輸入者は承認を得た上で、通関手続きにおいて原産地証明書の写しを提出する事ができるようになった。</p> <p>その際は、輸入通関フォームに「現在、原産地証明書(フォーム E)の写しの使用を申請し、後に原本を提出する」旨をタイ語で追加する等、一定の手続きが必要。また、輸入商品が税関を通過した後、30 日以内に原産地証明書の原本を提出する必要がある。</p> <p>対象国は日本、中国、アセアン各国(ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ブルネイ)、韓国、インド、香港、チリ、ペルー、オーストラリアおよびニュージーランド。</p>
通関手続き	原価報告書の提出	2020 年 3 月 20 日から 2020 年 9 月 30 日までに提出期限を迎える原価報告書に関して、輸出者は当初の期限から 6 ヶ月の間、提出を延長することが認められる。
フリーゾーンおよび保税倉庫	商品等の保管期間の延長	通常フリーゾーンおよび保税倉庫における保管期間は商品等を受け入れた後 2 年間であるが、会社からの申請により 1 年間の延長が認められる。
COVID-19 の処置および予防に関連する商品の免税	医療用マスク等の輸入	医療用マスク等 (タリフコード : 6307.90.40 および 6307.90 サブコード 01) およびこれらの原材料の輸入に関しては、関税が免除となる。ただし事前の承認求めるなど、一定の要件を満たす必要がある。
	一般機械等の輸入	<p>農業機器、産業機器、機械器具を含むタリフコード 8402 から 8479 のうち、対象となる 146 品目(ボイラー、ポンプ、滑車装置、クレーン、フォークリフト等)について、下記の要件を満たす場合に限り免税となる。本取扱いは 2020 年末まで有効。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 新品(一度も使われていない) b) 販売又は個人的な使用目的ではないこと。 c) 物品の輸入者は、上記 a) 及び b) を証明可能であること。 d) 物品は、輸入日から 5 年以内に譲渡又は販売してはならない。 e) 輸入者は、工場証明書、ホテル証明書、中小企業証明書又は商務省発行の会社登記簿のいずれかを提示しなければならない。 f) 輸入者は、物品の輸入申告書に、特典コードとして「381」を付加すること。
物品税	閣議決定	
石油産業	2020 年 4 月から 6 月の間に申告期日を迎える申告書提出期限の延長	物品税申告書の提出期限が、工場または保税倉庫から商品が出荷された月の翌月の 10 日から 15 日に延長される。
娯楽・サービス業(飲食店、バー、レ	物品税申告書提出期限の延長	2020 年 7 月 15 日までに提出

ース場や宝く じ、ゴルフ場を 含む)		
--------------------------	--	--

4. 決算手続き関連

特例措置

関連	状況	特例
株主総会	COVID-19 の影響で定時株主総会を法令で定める期限日(決算日から 4か月以内)までに開催できない場合	定時株主総会の開催後に遅延した理由とその必要性を記載した文書をタイ国事業開発局(DBD)の登録官に提出。 DBD の登録間がケース毎に遅延理由を検討。
株主総会、取締役会	「電子技術による会議」の開催(2020 年 4 月 19 日の「通信を利用した会議に関する勅令」により以下の要件が削除された。 1. 定足数の 3 分の 1 以上が同一の会場で会議に参加 2. 参加者全員が会議実施時にタイ国に所在 3. 電子技術によって会議を実施することを付属定款に記載)	以下の 4 要件をいずれも満たすことで電子技術による会議の開催が可能。 1. 平時と同様に法律に従って、開催・進行しなければならない。 2. デジタル経済社会省が作成し布告したセキュリティ基準に準拠する必要がある。 3. 会議の招集通知や書類は E-mail での送付も可能だが、議長は招集通知や会議書類のコピーを証拠として保管あうえが必要がある。これらの書類は電磁的記録での保管も可能。 4. 通信を利用した会議では議長は以下を行う。 (1)開始前に、会議への本人の参加を確認する。 (2)参加者が通常の投票と秘密投票(投票者が議決権の行使先を知らないように投票)の両方の議決に参加できるようにする。 (3)議事録は書面にて作成する。 (4)開催中の参加者全員の音声または音声と映像の両方を議事録の一部として電磁的に記録する。 (5)参加者全員のログデータを議事録の一部として保存する。
株主総会	既に定時株主総会開催の招集通知を行った後で、COVID-19 の影響で開催できない場合 (参加者がウィルスの感染を心配していたり、建物の所有者が株主総会の開催場所の使用を許可せず、新しい開催場所を探す必要がある場合など)	新たな開催日時と開催場所を明記した延期の通知を株主全員に送付 (株主総会招集の手続を再度やり直す必要はない)
監査済財務諸表	定時株主総会開催の遅延により通常決算日から最長 5 か月以内(定時株主総会開催後 1 か月以内)の提出期限までに監査済財務諸表を DBD に提出できない場合	COVID-19 の影響で延期された株主総会が開催されてから 1 か月以内に遅延した理由を記載した文書とあわせて DBD に提出。 DBD の登録間がケース毎に遅延した理由を検討。

よくある質問

関連	質問内容(想定される状況)	回答
株主総会	株主総会での議決権の行使を委任することができるか。 (COVID-19 の影響で日本の株主が来タイすることができない場合)	以下の事項が記載された代理委任状を株主総会の開催時までに議長に寄託することにより株主総会での議決権の行使を委任することができる(タイ国民商法典第 1187 条から第 1189 条) (1)当該株主が保有する株数 (2)代理人の氏名 (3)どの総会で代理するか、または期間もしくは、上記特例措置に基づき「電子技術による会議」を利用して株主総会を行う。
取締役会	取締役会での議決権の行使を委任することができるか。 (COVID-19 の影響で日本在住の取締	委任することはできないが、上記特例措置に基づき「電子技術による会議」を利用して取締役会を行うことはできる。 民商法典には取締役の取締役会での議決権の行使を委任す

	役が来タイすることができない場合)	することの可否について規定されていないが、2009年9月10日付DBD局長からの通達によって取締役会への委任状による出席が認められないことが明らかにされた。 (株主総会は取締役会への出席を含め会社を運営する能力を保持する者を取締役に選任し、会社の運営を任せているため)
株主総会	定足数、決議要件 (COVID-19の影響で日本の株主が来タイすることができない場合)	付属定款で規定されていない場合の定足数、決議要件は以下の通り。 ・定足数は普通決議、特別決議事項とともに全株主の4分の1以上(同第1178条)。 ・決議要件は普通決議が過半数、特別決議が4分の3以上(同第1194条) ・法令で求められる特別決議事項は以下(取締役の選任は普通決議事項)。 1. 基本定款、付属定款の改訂(同第1145条) 2. 新株発行増資(同第1220条) 3. 金銭以外による新株発行への払い込み(同第1221条) 4. 減資(同1224条) 5. 解散(同1236条) 6. 他社との合併(同1238条)
取締役会	定足数、決議要件 (COVID-19の影響で日本在住の取締役が来タイすることができない場合)	付属定款で規定されていない場合の定足数、決議要件は以下の通り(同第1160条及び第1161条)。 ・定足数は3人(取締役が3人を超えている場合。3人以下の場合は全員) ・決議要件は過半数
株主総会、取締役会	開催場所 (COVID-19の影響でタイで株主総会、取締役会を開催することができない。もしくは、全株主が日本に所在、定足数を満たす取締役が日本に所在する場合など)	法令では開催場所について特段の規定は行われていない。したがって、付属定款にて開催場所を規定していない場合は日本を含む国外での開催も可能(ただし、民商法典第1176条から、全ての株主が参加することが不可能な場所とすることはできない)。

5. 労働関連

特例措置

関連	状況	特例
社会保険料	社会保険料の引き下げ	雇用者負担分が賃金の 5%から 4%に、従業員負担分が賃金の 5%から 1%にそれぞれ引き下げられた。この結果、月々の最大負担額は、雇用主が従業員一人当たり 750 バーツから 600 バーツへ、従業員が 750 バーツから 150 バーツにそれぞれ引き下げられる。
社会保険料	社会保険料の申告期間の延長	社会保険料の申告および納付期限が以下の通り延長された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年 3 月分: 2020 年 7 月 15 日まで ・ 2020 年 4 月分: 2020 年 8 月 15 日まで ・ 2020 年 5 月分: 2020 年 9 月 15 日まで

よくある質問

関連	質問内容（想定される状況）	回答
有給休暇	従業員に有給休暇を取得させることは可能か。	現在の COVID-19 の状況に基づき、会社や工場へ通常通りに立ち入る事ができない場合、雇用主は事前告知をした上で、従業員に対し有給休暇を取得させることが可能。
病気休暇	自主隔離期間中にある従業員はどうに取り扱ったらよいか。	自主隔離のために欠勤することは、病気休暇に該当すると考えられる。従業員は年間 30 日間の有給の病気休暇が認められている。従業員がこれを超えて病気休暇を取得した場合、雇用主は病気休暇の超過を理由に給与の支払いを拒否できる。
給与支払	COVID-19 を理由に業務を一時停止し、その分従業員への賃金をカットすることは可能か。	月給を支払っている従業員に対しては、ある時点で仕事がない場合でも、給与を支払わなければならない。 ただし、現在の COVID-19 の状況に鑑みて、雇用主はタイ労働者保護法第 75 条に基づき、業務の一時停止を適用する事ができる。業務停止期間中も従業員に対し、給与の 75%以上の金額を支払う必要がある。 適用するには、遅くともその 3 日前までに従業員および労働省に対し書面通知を行う必要がある。 なお、雇用主はこの期間中一部の賃金しか支払っていないため、従業員を仕事に従事させることはできない。
解雇	COVID-19 を理由に従業員を解雇することは可能か。	平時の解雇と同じく、以下を条件として従業員の雇用を停止または解雇することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 一給与期間以上前に解雇通知をすること、もしくは事前通知しない代わりに、もう一給与期間分の給与を支払うこと。 なお雇用契約や労使協定(CBA)、就業規則等により長い期間が明記されている場合には、そちらが優先される。 2. 加えて、雇用契約、就業規則および法律に基づくその他の給付(例えば退職金や未使用の有給休暇等)も支払うこと。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)

tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎

(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)

matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀

(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)

aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典

(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)

tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑

(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)

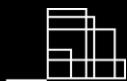
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美

(0 2844 1321)

asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2020 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 276,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.